82ページ

Ⅱ、「高知型地域共生社会」の実現に向けたつながりを実感できる地域づくり（「よこ糸」の取り組み）

Ⅱの１：つながりを実感できる地域づくり

目指す姿

地域で孤独を感じることなく、一人ひとりが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができる高知県になっている

ポイント

○ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクトの拡大など、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを進めます。

○地域で孤独を感じる人を無くすため、各分野において、地域資源を活用した居場所や社会参加の場づくりを拡大します。

○オール高知の取り組みとするため、地域住民の理解促進と参画意識の醸成を図ります。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

地域の支え合いの力が弱まったと感じる人の割合、53.9％（令和３年度）、50％以下、地域福祉政策課

孤独を感じる人の割合、20.7％（全国、令和４年度）、17％、地域福祉政策課

社会活動参加率、43.2％、50％、地域福祉政策課

コミュニティソーシャルワーカー養成数、78名、200名、地域福祉政策課

「高知県における地域の見守り活動に関する協定」締結企業数、25社、40社、地域福祉政策課

「高知け地域共生社会推進宣言」企業団体数、56企業団体、100企業団体、地域福祉政策課

現状と課題

人口減少やしょうし高齢化に加え、昨今のコロナかやデジタル化の進展などにより、人との接触機会が減少したことで、地域のつながりや支え合いの力が弱まっています。

県がおこなっている県民世論調査によると、地域のつながりが弱まっていると答えた人の割合は2014（平成26年度に45.7％であったのに対して、2021（令和３年度には53.9％まで拡大しています。

また、2023（令和５年度の同調査では、約２割（19.3%）のかたが「家族や親類以外に相談する人がいない」と答えており、悩みや困りごとを誰にも相談できず、社会的孤立に陥るリスクが高い人が一定数いることが分かりました。

83ページ

さらに、同調査で地域活動の参加について「全く参加していない」、「ほとんど参加したことがない」と答えた人の割合は56.0％で、2009（平成21年度（24.5%）比で約２倍となっています。

加えて、2021年度に実施した高知県集落実態調査によると、地域活動の参加者が10年前と比べて減ったと感じる集落代表しゃは68.6％となっています。

このように、地域活動への参加率も低下し、地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、誰にでも起こりうる複合課題や社会的孤立に対応するには、高知型地域共生社会の行政主体の「たて糸」の取り組みだけではなく、地域主体の「よこ糸」として、つながりを実感できる地域づくりを進めることが一層重要になります。

こうした「よこ糸」の取り組みは、各分野の専門職や企業団体、ＮＰＯ法人など地域の多様な主体に参画いただくことで、不足しがちな人材を地域の力で補うことにもつながります。

県では、この「よこ糸」の取り組みを以下の３つの視点で推進します。

①：人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり

②：地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大

③：県民の理解促進と参画意識の醸成

取り組みに当たっては、社会福祉法人や民生委員児童委員、地域福祉活動を行う団体等と連携協力しながら地域福祉を推進する、社会福祉協議会の活動が重要になります。

前述のとおり、高知県社会福祉協議会では、第２期高知県地域福祉活動支援計画（令和６から令和９年度）を本計画と一体てきに策定し、高知型地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進することとしています。

両計画のもと、県と高知県社会福祉協議会が連携し、市町村及び市町村社会福祉協議会への一体てきな支援や取り組みを進めています。

図　地域福祉支援計画と地域福祉活動支援計画の一体てきな推進は、第４期高知県地域福祉支援計画と第２期高知県地域福祉活動支援計画の一体てきな推進を図で示したものです。

84ページ

①：人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり

ア）ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクト

高知型地域共生社会の「よこ糸」の取り組みでは、社会福祉協議会や市町村などにおいて、地域住民が地域の課題解決を試みるようサポートを行う役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（以下、「ＣＳＷ」という。）の存在が注目されています。

また、高齢や障害、子ども、生活困窮などの各分野の専門職においても、一人ひとりの課題に寄り添い、必要な支援につなぐソーシャルワークの素養が求められます。そのため、県では、2023（令和５年度に「ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクト」を開始しました。

この「ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクト」では、これまでにＣＳＷの育成強化のほか、各分野の専門職やボランティアを対象に、身近な地域で困っている人に気付き、必要な支援につなげていくため、課題に寄り添い必要な支援につなぐソーシャルワークの理解者・実践者を増やす、「気づいてつなぐ高知け地域共生社会研修」を実施しています。

この研修は誰でもいつでも受講できるよう、Ｗｅｂ研修としています。

また、受講後のアンケートに答えていただいたかたに、高知け地域共生社会のメンバー証を交付することで、オール高知で取り組む機運を醸成することも狙いとしています（令和6年3月末現在、305名のかたが受講）。

2024（令和６年度からは、専門職や地域ボランティアだけでなく、県民一人ひとりが、地域で困っている人を気にかけることや、あいさつや地域の清掃活動、イベントへの参加といった身近な行動が重要であることについての理解を深め、参画意識の醸成を図るため、「高知け地域共生社会講座」を実施することとしています。

併せて、ＣＳＷが多く配置されている市町村社会福祉協議会を支援する高知県社会福祉協議会への補助事業などを通じて、地域福祉活動の活性化を図ることも重要なポイントとなります。

具体的には、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動による成果をみえる化し、横展開を図ることで、その活動の意義を高めるとともに、不足する人材の確保につなげていくことが重要です。

人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりに向けて、こうした取り組みを「ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクト」として推進します。

84ページの注釈

※28：コミュニティソーシャルワーカー

地域で困っている人を支援するために、 課題に寄り添い、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートをおこなったりする役割を担う専門職

85ページ

図　ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクトは、県民企業向け、各分野の専門職、民生委員、あったかふれあいセンタースタッフ、教員等各分野の専門職及び地域ボランティア等、コミュニティソーシャルワーカー向けの各せ策をピラミッド型で示したものです。

図　気づいてつなぐ高知け地域共生社会研修は、研修内容を紹介するチラシの一部を紹介したものです。

イ）高知県の地域の見守り活動に関する協定

日頃から地域住民の方々と接する機会の多い事業者との連携によって重層的な見守りネットワークを築くため、2007（平成19年度から事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会及び県の三者による「高知県の地域の見守り活動に関する協定」の締結を進めています。

現在、この協定は2023（令和５年度末で25社まで拡大しています。

（詳細はⅡの４で記述）

86ページ

ウ）民間企業団体と民生委員児童委員協議会による「高知け地域共生社会推進宣言」

2022（令和４年10月に高知県・すべての市町村・すべての社会福祉協議会による「高知け地域共生社会推進宣言」を実施し、「オール高知」で取り組む決意を表明しました。

この共同宣言に引き続き、2023（令和５年10月には、県内56の企業団体と、42の民生委員児童委員協議会に、地域のつながりづくりに向けて宣言いただきました。

この宣言における具体的な取り組みには、地域のお祭りやイベントへの参加や協賛、河川等の清掃活動や見守り活動、百歳体操のサポート、子ども食堂への参加といった様々な地域活動などがあります。

つながりを実感できる地域づくりに向けて、地域の企業や団体といった多様な主体による地域活動は今後ますます重要となります。

県では、引き続き宣言への参画を募るとともに、一過性で終わることがないよう、宣言を契機とした新たな地域活動の創出やネットワークづくりにつなげる取り組みを推進します。

②：地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大

「よこ糸」の取り組みをオール高知で進めるためには、あったかふれあいセンターや子ども食堂といった地域資源を活用しながら、各分野において、地域との連携協働のもと、居場所や社会参加の場の拡大を図ることが重要です。

例えば、高齢分野では、あったかふれあいセンターを活用した新たなちゅうさんかん地域介護サービスモデルの展開や地域住民主体のフレイル予防活動の推進などに取り組んでいます。

障害分野では、農福連携推進会議を核とした、障害者や生きづらさを抱えるかたの社会参加への支援をおこなっています。

子ども分野では、子育て経験者による敷居の低い相談体制の構築や地域ボランティアの参画など、住民参加型の子育て支援に取り組んでいます。

県は、身近な地域で住民同士が相互に支えあえる地域づくりを進めるため、各分野でこうした地域主体の「よこ糸」の取り組みを推進します。

事例７

社協の敷地を活用した「あったかファーム」（宿毛市社会福祉協議会）

宿毛市社会福祉協議会では、生活困窮者の自立支援や、た世代交流のきっかけづくりを目指して、敷地内に農園「あったかファーム」を設置しています。

ここで育てた野菜の収穫、調理、ガーデニング体験を通じて子どもたちが楽しみながら地域の人と交流できるボランティア体験を実施しています。

NPO法人や高校、地域の高齢者、民生委員が活躍できる機会が創出され、誰もが参加でき、住民同士がつながりを感じられる交流の場として機能しています。

写真2枚はプラットふくしこうち2023年４月号から、あったかファームの様子を写したものです。

87ページ

事例８

住民主体の活動支援、「大野見みんなの文化展」（なかとさ町社会福祉協議会）

なかとさ町社会福祉協議会では、住民による「地域アクションプラン」の実践を支えるため、あったかふれあいセンターがそのこうほう支援を担っています。

コロナかで「集まる場が減り、そとへ出て行く場所がない」等の住民の声を受けた地域ふくし活動推進委員が中心となり、令和5年で4回目となる「大野見みんなの文化展」を開催し、２日間で196名のかたが来場されました。

子どもたちや個人の絵画や写真などの展示のほか、ギターやフラダンスなどがステージで披露され、地域や世代を超えたつながりが生まれ、住民同士の交流が活性化されました。

小学校の子どもたちによるもちごめの販売、個人の作品展示やサークルの活動発表の機会を創出することで、創作や活動意欲が高まり、地域を良くしたいという思いが実現された住民主体の活動となりました。

写真2枚は大野見みんなの文化展の様子を写したものです。

③：県民の理解促進と参画意識の醸成

生きづらさや困りごとなどを抱えることで陥る可能性のある社会的孤立などの問題は、決して限られた人だけではなく、環境の変化や物事のタイミングなどにより、私たちの周りの身近なかた、あるいは私たち自身にも起こりうることです。

そのようなときに、地域でお互いに助けあえるようにするためには、県民の理解促進と社会への参画意識の醸成が重要になります。

そのため、福祉教育の充実やボランティア活動の推進のほか、あらゆる機会を活用し、高知け地域共生社会シンボルマークを活用した情報発信や、「高知型地域共生社会」を冠したイベントの開催といった啓発に取り組みます。

加えて、令和５年度に「高知け地域共生社会ポータルサイト」を構築し、高知型地域共生社会やあったかふれあいセンターの取り組みを始め、高齢、障害、子ども、生活困窮等の各分野の相談窓口やせ策、各市町村・社会福祉協議会の活動事例など、様々な情報にアクセスできるようにしています。

高知け地域共生社会ポータルサイト

高知け地域共生社会ポータルサイトでは、相談先を市町村別、お悩み別に検索できるほか、各分野の取り組みを紹介しています。

また、あったかふれあいセンター各拠点の情報や実施内容、高知け地域共生社会講座の受講内容についても掲載しています。

ＵＲＬ：https://kochi-kyosei.pref.kochi.lg.jp/

ＱＲコードと高知け地域共生社会ポータルサイトのホームページ画像があります。

こうしたせ策を通じて、県民一人ひとりが、まずは高知型地域共生社会の取り組みや意義を知ってもらい、理解いただき、次のステップとして日頃からの挨拶や声かけ、地域のお祭りや清掃活動への参加といった身近なことから参画する意識をもっていただくことが重要になります。

88ページ

じこう以降では、各分野における高知型地域共生社会の「よこ糸」に関する取り組みについて順次説明します。

具体的なせ策

○人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを進めるため、ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクトを推進します。

○オール高知の取り組みとするため、地域の見守り活動に関する協定や高知け地域共生社会推進宣言企業団体の拡大などに取り組みます。

○高知県社会福祉協議会への補助事業を通じて市町村社会福祉協議会の活動をみえる化し、その魅力を発信するなど、地域福祉活動の活性化を図ります。

○つながりを実感できる地域づくりに向けて、各分野において、地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大を図ります。

○県民の理解促進と参画意識の醸成に向けて、福祉教育・ボランティア活動を充実させるほか、高知型地域共生社会を冠するイベントの開催や、高知け地域共生社会ポータルサイトによる情報発信を充実させます。

89ページ

Ⅱの２：高齢者、障害者の地域活動の推進

かっこ１：高齢者が地域でいきいきと暮らし続けられる仕組みづくり

目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続け、また、地域を支える一員として元気に活躍できる社会になっている

ポイント

○市町村における高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みを進めるため、地域の介護予防活動の推進と強化を図ります。

○地域における見守り体制を構築するため、ボランティア活動の促進やセンサー付き家電等の活用を促進します。

○ちゅうさんかん地域における介護サービスの確保のため、要介護状態となっても自立した日常生活を送ることができる、「高知方式」の介護サービスモデルの構築を目指して取り組みます。

また、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効活用するため、ＩＣＴの導入や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置し、総合的に支援します。（34ページの内容を再掲）

○要介護状態の原因となるフレイルを予防するため、地域住民が主体となって取り組むフレイル予防活動を促進します。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

生きがいづくりや介護予防のための通いの場への参加率、6.5％（令和3年度）、9％、長寿社会課

ＩＣＴを活用した高齢者見守りネットワークを整備している市町村数、10市町村、15市町村、長寿社会課

新規よう支援・よう介護認定者の平均年齢、82.7年（令和3年度）、83.5年、在宅療養推進課

現状と課題

地域の高齢者が通いの場に集まって、介護予防に資する運動や体操などを実施することは、それ自体、高齢者の健康を維持増進する効果があるほか、継続的に顔見知りのかたが集まることによる、地域の人と人とがつながる場を創出する効果があります。

また、比較的元気な高齢者が、若い世代と一緒に地域の活動を進めることで、た世代交流のきっかけにもなります。

高齢者の通いの場への参加促進等

県ではこれまで、こうした高齢者の通いの場への参加促進に取り組み、本県の通いの場への参加率は全国ちを上回っています。

90ページ

しかしながら、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、介護予防に資する通いの場への参加率が低下しています。

また、活用の中心となる地域リーダーの高齢化などにより、次世代の担い手の育成が進んでおらず、通いの場の継続が難しくなっている地域もあります。

そのため、健診や通いの場等を利用していない高齢者に対して、オンライン介護予防教室の普及展開などによる、介護予防の推進と充実が必要です。

ひょう：通いの場の箇所すうと参加者数

箇所数参加実人数、参加率の順に読み上げます。

令和元年　1372箇所、17716人、7.2％

令和２年　1432箇所、20334人、8.3％

令和３年　1363箇所、15996人、6.5％

厚生労働省調べ

見守り体制の構築

認知症高齢者や一人ぐらしの高齢者の増加により、地域での見守りのニーズが高まっている一方、しょうし高齢化や過疎かの進展に伴い、地域における見守りの担い手が減少していることから、センサー付き家電を活用するなど、新たな見守りの仕組みづくりが求められます。

また、見守りをはじめとする生活支援について、地域における担い手の確保に向けて、ボランティア活動を促進することも重要になります。

フレイル予防活動の推進

2019（令和元年度から先行的にフレイル対策に取り組んできた仁淀がわ町では、住民自身がフレイルサポーターになり、地域住民のフレイルチェック活動やフレイル予防活動をおこなっており、改善の効果を実感した住民がフレイルサポーターに加わるなど、フレイル予防が持続可能なまちづくりにつながっています。

こうした事例から、県では、住民主体のフレイルチェック活動の重要性について、各市町村で住民向けフレイル予防講演会等を通じて普及啓発をおこなってきました。

この講演会を契機に、現在県内では仁淀川町のほか３市町にも活動が広がり、フレイルサポーターは2022（令和４年度末時点で230人が育成されています。

また、フレイルのリスクがある高齢者を幅広く早期に発見、介入し、要介護状態となることを防ぐ取り組みにつなぐため、フレイルチェックアプリを開発し、誰もが気軽にフレイルチェックができる環境を整備しました。

一方で、住民主体のフレイル予防の取り組みをさらに他市町村へ拡げていくためには、おせわ役などの担い手ぶそく、前期高齢者の参画が課題となっています。また、フレイルリスクの高い高齢者に対する予防アプローチの強化や介護予防教室など機能回復訓練の場の普及拡大が今後の課題です。

91ページ

事例９

住民主体のフレイル予防活動（仁淀がわ町、大豊町、南国市、しまんと市）

これら４市町では、地域の高齢住民がフレイルサポーターになって、住民同士のフレイルチェック活動をおこなっています。

フレイルチェックでは、自分のふくらはぎと指を使って筋肉量を測る「指輪っかテスト」での自己チェックや、質問し（11問）を使ってフレイルの兆候があるかどうかを確認しています。

フレイルリスクのある方には、フレイルサポーターが一緒に挑戦し、支え合う短期集中型総合プログラムにより、みんなでからだも心ももっと元気になろうと取り組んでいるところもあります。

フレイルチェックに参加した住民からは「楽しかった」との声が聞かれ、笑顔で帰られます。

また、同世代であるフレイルサポーターからの励ましの言葉は住民にしっかり響き、教えてもらった予防策を家で実践するなど、参加者の気づきや行動の変化もみられています。

写真３枚は質問しへの回答や指輪っかテストの様子、フレイル予防３本ばしら実践拠点での様子を写したものです。

※フレイル予防３本ばしら…運動、栄養、社会参加

総合事業の充実に向けた基本的な考え方

2025（令和７年以降、現役世代が減少し、医療介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上の高齢者は増加していく見込みですが、その人口動態や地域資源は地域ごとに異なります。

こうしたなかで、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって医療介護の専門職がこれまで以上に専門性を発揮しつつ、高齢者だけでなく地域の多様な主体を含めた力を結集するという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要です。

現在、国では、総合事業を地域づくりの基盤として位置付け、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活が継続できるよう支援するための体制の構築に向けた議論を進めており、その動向を注視する必要があります。

91ページの注釈

※29：総合事業

介護保険法で「介護予防・日常生活支援総合事業」と定められている。市町村が中心となり、地域の実情に応じた多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、よう支援者等に対する効果的な支援を行う事業

92ページ

図　総合事業の充実に向けた基本的な考え方は手前の説明を図で表したものです。

出典：介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会（第５回）(令和５年11月)　厚生労働省

具体的なせ策

○地域の介護予防活動を活性化するため、専門職団体やあったかふれあいセンター等との連携強化によるオンライン介護予防教室の普及展開など、通いの場への参加機会の拡大を図ります。

○住民主体の介護予防活動の担い手となる地域リーダーの育成を支援するため、地域や市町村へのリハビリテーション専門職等の派遣を推進します。

○地域における見守り等の生活支援の担い手の確保に向けて、介護予防・ボランティア活動促進アプリの普及や、ボランティアポイント事業を実施している市町村を支援するとともに、ＩＣＴ機器を活用した見守りネットワーク構築を支援していきます。

○あったかふれあいセンターと介護専門職との連携により、地域の支え合いの力を高めることで、要介護のかたを受け入れる「高知方式」の新たな介護サービスモデルの試行や、介護人材を補完し合う相互応援の仕組みづくりなど、特にちゅうさんかん地域の高齢者が要介護状態となっても自立した日常生活をおくることができるよう支援します。

（37ページの内容を再掲）

○フレイルサポーターの活動を他市町村にも拡大するため、引き続き住民向け講演会などを開催し、住民主体のフレイル予防活動の機運を盛り上げます。

○フレイルチェックアプリをあったかふれあいセンターやいきいき百歳体操などの通いの場で活用し、フレイル予防活動を強化します。また、民間事業者と協働してフレイルチェックの対象拡大を図ります。

93ページ

かっこ２：障害のある人もない人も安心して暮らすことができる地域づくり

目指す姿

社会全体で障害や障害のある人への理解を深め、一人ひとりが日常生活における障壁や困りごとに気づき、必要な配慮ができるようになることで、誰もが安心して暮らすことができる社会になっている

ポイント

○市町村、事業者および県民と連携しながら、施設などハード面の整備を推進するとともに、障害のある人の気持ちに寄り添ってサポートするこころのバリアフリーを推進し、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

○障害の有無にかかわらず必要な情報を円滑に取得、利用できるように、情報格差の解消と情報アクセシビリティの向上を図ります。

○聴覚障害のある人が安心して生活できる社会を目指し、手話の普及に関する条例の制定に向けた検討を進めます。

数値目標

具体的項目、現状（令和４年度）、目標（令和11年度）担当課の順に読み上げます。

障害者差別解消法の認知度、48.2％、80％、障害福祉課

現状と課題

県では、「障害のある人にとってやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちである。」という考えのもと「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、事業者等に対し整備基準に適合するよう必要な助言・指導等を行い、障害のある人や高齢者を含むすべての県民が安全で快適に暮らすことができるようなまちづくりの推進を図ってきました。

こうした施設などハード面の整備だけでなく、一人ひとりが日常生活における障壁や困りごとに気づき、必要な配慮ができるようになることも重要です。

2016（平成28年の障害者差別解消法せこうを契機として、県でも、障害特性に応じた配慮等について理解促進を図ってきましたが、今なお障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場面において、障害を理由とする差別を受けたり、障害のない人を前提として作られた事物、制度、観念などの「社会的障壁」によって暮らしにくさを感じている状況があります。

2021（令和３年には障害者差別解消法が改正され、2024（令和６年４月から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

また、2022（令和４年）には、障害があることで日常生活や災害じに必要な情報を得にくい「情報格差」の解消を目指す「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーションせ策推進法」がせこうされました。

今後は、障害の有無にかかわらず必要な情報を円滑に取得、利用できるように、情報アクセシビリティの向上を推進する必要があります。

94ページ

こうしたことを踏まえ、県では、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も全ての県民が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、県、市町村、県民及び事業者が一体となって取り組みを進めるため、「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」を制定しました。（令和６年４月せこう）

具体的なせ策

○「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」や、「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、誰もが安全かつ快適に利用できる施設整備を推進します。

○障害者差別解消法や「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」の普及を図り、障害や障害のある人への理解を促進し、日常生活における「社会的障壁」や困りごとに気づき、必要な配慮が行えるよう、各分野の事業者や県民向けに啓発動画の配信などによる普及啓発を行います。

○障害を理由とする差別や合理的配慮の提供に関する、障害のある人やそのご家族、事業者からの相談に適切に応じる体制を整備します。

○障害者の情報アクセシビリティの向上に向けた各分野での取り組みを推進します。

○障害の有無にかかわらず、誰もが読書を通して文字や活字文化を享受できる環境整備を推進します。

○手話に対する県民一人一人の理解を深め、手話を広く普及し、聴覚障害のある人が手話を用いて地域で安心して生活できる社会の実現を目指し、手話の普及に関する条例の制定に向けた検討を進めます。

95ページ

かっこ３：障害の特性に応じて安心してはたらける体制の整備（農福連携の推進含む）

目指す姿

障害のある人の希望や特性等に応じた、多様な働きかたが実現できる社会になっている

ポイント

一般就労の促進

○障害のある人の雇用を促進するため、法定雇用率の引き上げに対応した啓発や支援策の提案とともに、就職率の高い訓練を中心とした障害者委託訓練を実施します。

○テレワークを希望する障害のある人の就労の機会を確保するため、テレワーク体験を交えた研修や県内企業向けのセミナーなどを開催します。

農福連携の推進

○　農福連携の取り組みを拡大するため、地域の農福連携の取り組みの活性化を図るとともに、就労継続支援事業所に農作業を委託する農業者の拡大を図ります。

工賃水準の向上

○　就労継続支援事業所の利用者の工賃水準を向上するため、共同受注窓口の体制強化や商品等を紹介するホームページの内容の充実を図ります。

数値目標

具体的項目、現状、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

障害者委託訓練修了者の就職率、55.6％（令和４年末）、85.0％、障害保健支援課

テレワークによる新規就職者すう(福祉施設から一般就労への移行)、1人（令和４年末）、10人、障害保健支援課

共同受注窓口による商談成立件数、17件(令和4年7月から令和5年3月)、50件、障害保健支援課

平均工賃月額、20,969円（令和４年末）、22,000円、障害保健支援課

※：令和6年度に策定する第5期高知県工賃向上計画で新たな目標を設定する。

福祉施設から一般就労へ移行する障害のある人、66人（令和４年末）、91人（令和８年末）、障害保健支援課

※：令和5年度に策定する第7期高知県障害福祉計画で新たな目標を設定する。

農作業等の受委託に取り組む就労継続支援事業所数、51事業所（令和４年末）、66事業所、障害保健支援課

農業分野で就労する障害のある人等の人数（直接雇用、農作業等の受委託による就労）、1,645人（令和４年末）、2,100人、障害保健支援課

96ページ

現状と課題

県では、障害のある人がその希望や特性等に応じて働くことができるよう、就労系障害福祉サービスを利用する働きかただけでなく、企業等における雇用の促進に取り組んできました。また、テレワークや農福連携といった多様な働きかたの促進にも取り組んできました。

＜一般就労の促進＞

近年のハローワークを通じた障害のある人の就職件数は、コロナかの影響により、2020（令和２年度には一時減少したものの、2022（令和４年度は、対前年度比10.2%増の680件と、過去最高となりました。（図１）

民間企業等の法定雇用率は2024（令和６年４月に2.5％、2026（令和８年７月に2.7％へ段階的に引き上げられます。（図２※：実雇用率含む）

そのため、民間企業等に対して制度や支援策を周知するとともに、障害者委託訓練の活用を促すなどして、障害者雇用に関する理解の促進や、雇用のさらなる拡大を図ることが必要です。

また、テレワークは、通勤による負担が軽減されることや、体調に合わせて仕事ができることなどから、障害特性に応じた働きかたの一つとされていますが、県内ではあまり広がっていません。

テレワークによる就労の拡大に向けては、当事者のテレワークによる就労意欲の向上とスキルアップ及びテレワークの導入に向けた県内企業への啓発等が必要です。

図１：ハローワークを通じた、障害のある人の就職件数の推移

平成30年：598件

令和元年：617件

令和２年：565件

令和３年：617件

令和４年：680件

図２：民間企業における法定雇用率の推移

令和３年：2.3（高知県の実雇用率：2.55）

令和４年：2.3（高知県の実雇用率：2.42）

令和５年：2.3（高知県の実雇用率：2.51）

令和６年：2.5

令和７年　2.5

令和８年　2.7

令和９年　2.7

図１、２ともに高知労働局発表資料に基づき高知県障害保健支援課作成

農福連携の推進

農福連携は、障害のある人をはじめ、生活困窮者やひきこもりの人等の自信や生きがいを創出し、社会参画の実現につながる取り組みです。

そのため、県では、すべての人々が地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取り組みの一つとして、農福連携を推進してきました。

現在、農業分野で就労する障害者等（施設がい就労、直接雇用）はコロナかにおいても拡大しています。（図３）

96ページの注釈

※30：法定雇用率

障害のある人の雇用について、企業が一定の割合以上を雇用することを法律で定めたもの

※31：実雇用率

法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者に占める雇用障害者数の割合

97ページ

しかしながら、地域ごとに農福連携の取り組みに濃淡があることから、今後は地域の状況に応じて、段階的な取り組みの支援をおこなっていく必要があります。

また、2022 年度に開催した農福連携マルシェの来場者におこなったアンケートでは、農福連携を知らない人が約 70％にのぼるなど、農福連携の取り組みが十分に知られていない状況です。

図３：農業分野で就労する障害のある人等の推移（保健福祉圏域単位）

安芸

直接雇用：令和元年：54人、令和２年：35人、令和３年：54人、令和４年：51人

施設がい就労等

令和元年：12人、令和２年：45人、令和３年：80人、令和４年：52人

合計

令和元年：66人、令和２年：80人、令和３年：134人、令和４年：103人

中央東

直接雇用

令和元年：10人、令和２年：11人、令和３年：28人、令和４年：33人

施設がい就労等

令和元年：38人、令和２年：58人、令和３年：45人、令和４年：78人

合計

令和元年：48人、令和２年：69人、令和３年：73人、令和４年：111人

中央西

直接雇用

令和元年：20人、令和２年：25人、令和３年：21人、令和４年：38人

施設がい就労等

令和元年：120人、令和２年：164人、令和３年：249人、令和４年：258人

合計

令和元年：140人、令和２年：189人、令和３年：270人、令和４年：296人

須崎

直接雇用

令和元年：１人、令和２年：３人、令和３年：６人、令和４年：６人

施設がい就労等

令和元年：82人、令和２年：106人、令和３年：59人、令和４年：31人

合計

令和元年：83人、令和２年：109人、令和３年：65人、令和４年：37人

はた

直接雇用

令和元年：０にん、令和２年：０にん、令和３年：３人、令和４年：８人

施設がい就労等

令和元年：63人、令和２年：55人、令和３年：43人、令和４年：39人

合計

令和元年：63人、令和２年：55人、令和３年：46人、令和４年：47人

合計

直接雇用

令和元年：85人、令和２年：74人、令和３年：112人、令和４年：136人

施設がい就労等

令和元年：315人、令和２年：428人、令和３年：476人、令和４年：458人

合計

令和元年：400人、令和２年：502人、令和３年：588人、令和４年：594人

※１直接雇用、障害のある人等が農業者等に就職して、労働契約を結んで働く。

※２施設がい就労、障害のある人と就労継続支援事業所の職業指導員がユニットを組み、請け負った農作業を現地で行う。

※３中央西は高知市を含む。

出典：高知県障害保健支援課・環境農業推進課調べ

事例10

直接雇用による農福連携（長野農園）

芸せい村の長野農園では、障害のある人を雇用して冬春ナスを栽培しています。

雇用のきっかけは、親類から依頼されたことによるものです。

実際に雇用すると、別の仕事がしたいと辞めた人や出勤しても安定して作業ができない人がいるなど、なかなか定着を図ることができずに困惑していました。

そんな状況の中、障害者就業・生活支援センターポラリスやJA高知県安芸営農経済センターの農業就労サポーターからアドバイスを受けて、障害の特性に応じて作業ができるようにローテーションを組んだほか、人と接するのが苦手な人は一人でできる作業を任せるなど、ハウスないの環境や作業の体制の見直しを行いました。

その結果、雇用した人たちは定着し、余力が生まれて収量のアップにつながっています。

長野農園代表の長野さんは、「福祉の専門知識がなくても、一人一人を理解してより添えば、農福連携は進むのではないか」とおっしゃっています。

写真2枚は作業の様子を写したものです。

工賃水準の向上

障害特性等の理由で雇用契約を結んで働くことが困難な人が、就労に必要な知識や能力の向上のために訓練を受けながら生産活動を行う場として、就労継続支援Ｂ型事業所があります。

98ページ

県では就労継続支援Ｂ型事業所の利用者の工賃水準の向上に向けて、事業所の販売りょくの強化や共同での受注販売促進等につながる共同受注窓口の設置等に取り組んできました。

その結果、平均工賃月額は20,310円（令和2年）、20,597円（令和3年）、20,969円（令和4年）と、コロナかでも上昇しています。（図４）

事業所の利用者が地域で経済的に自立した生活を送ることができるよう、物価高騰の長期化等を踏まえ、生産活動の基盤強化に取り組むとともに、それぞれの事業所の個性を尊重しつつ、共同受注窓口を通じた連携を強化するなど、さらなる工賃水準の向上に取り組むことが必要です。

図４　平均工賃月額の推移

高知県：平成30年19,889円（全国３位）、令和元年20,005円（全国４位）、令和２年20,310円（全国３位）、令和３年20,597円（全国３位）、令和４年20,969円（全国３位）

全国平均：平成30年16,118円、令和元年16,369円、令和２年15,776円、令和３年16,507円、令和4年17,031円

（厚生労働省公表資料をもとに高知県障害保健支援課作成）

具体的なせ策

一般就労の促進

○2,024年からの法定雇用率の引き上げにより、新たに雇用義務が生じる企業を中心に、障害者職業訓練コーディネーターが訪問し、障害者雇用の理解を促進するとともに、障害者委託訓練等各種支援策の活用を促します。

○テレワーク体験を交えた研修やオンラインの合同企業説明会を開催し、テレワークを希望する障害のある人の就労機会の確保を図ります。

併せて、県内企業向けにセミナーを開催してテレワークの取り組み事例を紹介するなど、テレワークによる雇用を促進します。

98ページの注釈

※32　就労継続支援Ｂ型事業所

障害のある人がすぐに企業等へ就職することが困難な場合等に、雇用契約を結ばないで軽作業などの生産活動や就労訓練を行う障害福祉サービス事業所

※33　共同受注窓口

就労継続支援事業所が提供可能な物品及び役務の情報収集や発信、売買等の仲介や受発注の調整等を行うところ（県が高知県社会就労センター協議会に委託）

99ページ

具体的なせ策のつづき

農福連携の推進

○市町村等にアドバイザーの派遣等の支援策の活用を促しながら、各地域における農福連携の取り組みの活性化を図ります。

併せて、就労継続支援事業所に農作業等を委託する農業者の拡大を図るとともに、林業や水産業等、他の産業との連携も進めます。

また、農福連携の取組事例の情報発信や農福連携マルシェの開催等を通じて、農福連携の取り組みの普及啓発を図ります。

工賃水準の向上

○就労継続支援事業所の生産活動の基盤強化や営業活動等を支援するため、工賃等向上アドバイザーの活用を促進します。

併せて、共同受注窓口の体制強化や商品等を紹介するホームページの内容を充実させるなど、販売促進や受注拡大等に取り組みます。

100ページ

Ⅱの３：住民参加型の子育て支援の推進（こどもまんなか社会の実現）

目指す姿

社会全体で子育てを応援する環境と共育てが定着し、「孤」育てを感じさせない社会になっている

ポイント

○子育て家庭の孤立を防止し、安心感を高めるため、ファミリーサポートセンター事業や地域ボランティアの推進など住民参加型の子育て支援を推進します。

○社会全体で子育てを応援する「こどもまんなか社会」を実現するため、子育て支援サービスの提供や商品開発などに取り組む企業への支援のほか、アプリの活用による子育て支援サービスや「こうち子育て応援の店」の利用促進を図ります。

○共働き、共育てを応援するため、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業を支援します。

○「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」となる子ども食堂の取り組みの拡大を図るなど、子ども家庭支援の充実を図ります。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

安心して「結婚」「妊娠出産」「子育て」できるような社会になっている（45ページの内容を再掲）、22.9％、50％、子育て支援課

男性の育児休業取得率、28.7％、64％、子育て支援課

子育て応援アプリダウンロード件数、37,728件(令和6年2月末時点)、65,000件、子育て支援課

こうち子育て応援の店の登録店舗数、742店舗(令和6年1月15日時点)、1,100店舗、子育て支援課

子ども食堂の設置箇所数、107箇所、150箇所、子ども家庭課

ファミリーサポートセンター提供会員数（45ページの内容を再掲）、1,031人(令和5年12月末時点)、1,250人、子育て支援課

現状と課題

地域のつながりの希薄化や核家族化の進展により、子育て家庭が孤立化するリスクが一層高まっています。

101ページ

そうした中、子育て家庭の孤立を防止し、安心感を高めるには、社会全体で子育てを応援する仕組みづくりが重要になります。

県では、地域子育て支援センターにおいて、子育て経験者による敷居の低い相談体制や地域ボランティアによる支援を実施するなど、住民参加型の子育て支援を推進しています。

現在、地域子育て支援センターは25市町村、１広域連合、50箇所に設置（3箇所休止中）されています。

また、地域の支え合いの仕組みであるファミリーサポートセンター事業の実施市町村すうは1４市町にまで広がり、有償ボランティアであるファミサポ提供会員の人数は目標ちを達成するなど、着実に取り組みは拡大しています（令和5年12月末時点：1,031人）。

さらに、食事の提供だけでなく、子どもや保護者が安心して過ごし、子育ての孤立感や孤独感を解消できる子ども食堂は、2023（令和５年度末時点で県内107箇所（うち登録食堂75箇所）まで増加しています。

こうした子育て支援サービスを子育て家庭に知ってもらい、利用を促進するためには、情報発信の強化が必要です。

また、ともばたらき・共育てに対応するため、ファミリーサポートセンターといった子育て支援サービスのさらなる充実と、企業を含めた子育て支援者の拡大が必要です。

加えて、子育て家庭の孤立防止のため、支援を要する子どもや家庭を適切な窓口につなぐ役割を担うことのできる身近な居場所が必要です。

こうした子育て支援策がより効果を発揮するには、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識を解消していくことが重要です。

そのため、男女が家事や育児を分担し合う「共育て」を推進し、市町村や民間企業との連携の下、県民運動として社会全体の意識改革に取り組みます。

事例11

秦民児協、ふれあいサロン秦による子ども食堂（秦地区民生委員児童委員協議会、高知市）

秦地区民生委員児童員協議会（以下、秦民児協）では、高知市、秦地区にて子ども食堂「ふれあいサロン秦」を開催しています。

食堂で提供される食事については、同地区で配食サービスを行うボランティア団体が担当し、子どもとのふれあいや学習支援は大学生ボランティアが担当しています。

また、運営に係る経費管理や事務処理は秦民児協職員が行い、食材調達や開催日当日の受付・料金徴収などは民生委員が輪番制で担当するなど、それぞれの組織や地域のかたが得意な能力を活かし、子ども食堂を開催しています。

子ども、大人あわせて毎回70人程度の参加があり、子ども同士はもちろん、保護者とのつながりも生まれています。

また、大学生ボランティアと一緒に過ごすことを楽しみに参加する子どもや、地域の子どもと一緒に食事が出来ることを楽しみに参加している高齢者のかた、ボランティアとして参加することを生きがいにしている地域住民のかたなども多く、地域にとってなくてはならない居場所となっています。

写真３枚は、子ども食堂の様子を写したものです。

102ページ

具体的なせ策

○住民参加型の子育て支援の取り組みを推進するため、地域子育て支援センターにおける育児経験者による相談体制や地域ボランティアの推進、ファミリーサポートセンター実施市町村の拡大を図ります。

○地域子育て支援センターの機能強化を図るため、アドバイザーを派遣し、地域の実情に応じたコンサルテーションを実施します。

○子育て応援アプリにはいしょくサービスやチャット相談など機能を充実し、利用者の利便性の向上やアプリの利用促進を図ります。

○社会全体で子育てを応援する環境づくりを進めるため、子育て支援サービスの提供や商品開発など「こどもまんなか社会」を促進する企業への支援や、アプリの活用による「こうち子育て応援の店」の利用促進を図ります。

○男性育休取得促進や仕事と家庭の両立支援に取り組む企業に対する助成を行います。

○子ども食堂の取り組みの拡大を図るため、食堂の立ち上げや運営に対する助成などを行います。

103ページ

Ⅱの４：民生委員児童委員活動や民間事業者と連携した、地域の見守り活動などの充実

目指す姿

民生委員児童委員が民間事業者等と連携しながら地域の住民を見守り、必要に応じて、支援機関につなぐ等の役割を発揮できるよう、活動しやすい環境が整っている

ポイント

○　各市町村における民生委員活動の負担感の軽減や担い手確保に向けた取り組みを強化します。

○　地域見守り協定等を活用し、官民の枠を超えた見守りネットワークの重層化を図ります。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

「高知県における地域の見守り活動に関する協定」締結企業数（82ページの再掲）、25社、40社、地域福祉政策課

「高知け地域共生社会推進宣言」企業団体数（82ページの再掲）、56企業団体、100企業団体、地域福祉政策課

現状と課題

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心してくらせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談支援等を行います。

また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員児童委員の充足状況

2022（令和４年12月時点の高知県内の委員定数（主任児童委員含む）は、2,489人となっています。

民生委員児童委員の充足率（定数に対して委嘱した者の割合）は92.4％です（全国充足率93.7％）。

民生委員児童委員のなり手ぶそくや、短期間での退任が課題となっています。

民生委員児童委員研修の実施

民生委員児童委員の業務は、高齢者や児童の課題にとどまらず、生活困窮者自立支援、自殺予防、子育て家庭への支援など、地域課題の複雑化・複合化に伴い、多岐にわたっており、地域福祉活動の推進役として民生委員児童委員に対する期待は大きくなっています。

県では、社会的な課題に対する知識及び技術を習得してもらうために、経験年数に応じた研修を実施しています。

104ページ

令和４年度実績：新任１～３年目研修：参加者計451人、実施回数計9回

中堅、会長副会長等研修：参加者計192人、実施回数計4回

一方で、地域のつながりの希薄化や住民の直面する課題の複雑化・複合化に伴い、民生委員児童委員の役割は大きくなっており、その負担感が高まっています。

官民協働による見守り活動の推進

日ごろから地域住民の方々と接する機会の多い事業者との連携による、重層的な見守りネットワークを築くため、県では、民生委員制度創設90周年を迎えた2007（平成19年から、事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会及び県の三者による「高知県における地域の見守り活動に関する協定」の締結を進めており、2023（令和５年度末時点で25事業者と協定を締結しています。

また、2023年には、県内の民間事業者団体のほか、民生委員児童委員協議会が、「高知け地域共生社会推進宣言」を行いました。

これは、つながり、支え合う「高知型地域共生社会」の実現に向けて、それぞれの団体で取り組んでいくことを宣言したものです。

県としても、地域福祉活動の中核を担う民生委員児童委員に加え、民間事業者等のこうした取り組みをしっかりと後押ししていきます。

具体的なせ策

○民生委員児童委員のなり手を確保するため、高知県民生委員児童委員協議会連合会と連携し、５月12日「民生委員の日」等に合わせて、広報誌、SNS等を活用しながら普及啓発に取り組みます。

○地域の課題が複雑化・複合化するなか、民生委員児童委員の負担感を減らし、安心して支援につなげていただくため、分野を超えたた機関協働型の包括的な支援体制づくりを進めていきます。

○地域の複雑化・複合化した課題への対応りょくを向上させるため、新任民生委員や中堅、会長副会長向けなど、経験年数に応じた研修体制と、民生委員児童委員同士のネットワークづくりを進めていきます。

○「高知県における地域の見守り活動に関する協定」のさらなる拡大を図るとともに、協定締結事業者や、「高知け地域共生社会推進宣言」企業等との見守り活動に関する意見交換を実施し、民生委員児童委員との連携を図ることで、官民協働による地域全体での見守り活動を後押しします。

105ページ

Ⅱの５：社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みの推進

目指す姿

地域の活性化や担い手の確保に向けて、社会福祉法人等が社会貢献活動をおこなっている

ポイント

○移動支援や配食サービスなどの取り組みについて、県内の好事例の横展開を図り、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを促進します。

現状と課題

社会福祉法人は、福祉分野での専門性を活かしつつ、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、複雑化・複合化するニーズに対応することなどが期待されています。

2016（平成28年の社会福祉法改正では、社会福祉法人の本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

また、2022（令和４年には、社会福祉事業に取り組む２つ以上の社会福祉法人やＮＰＯ法人などが社員として参画し、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度が創設されています。

（全国では2023（令和５年５月現在、15法人。本県では認定なし）

社会福祉連携推進法人の設立により、社員である複数の法人が共同して地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査を実施したり、ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取り組みの企画立案を実践したりすることが可能となりました。

こうした取り組みにより、ひきこもり状態のかたに対する対応やはちまるごーまる問題など、地域の複雑化・複合化する課題に関係機関が連携して取り組み、福祉を契機とした地域づくりの充実につながることが期待されています。

本県においても、社会福祉法人による買い物支援や傾聴、見守り、配食サービスなどの活動が行われ、地域で高齢者が安心して暮らせる環境づくりにつながっています。

一方で、人材が不足している、どんな活動をしたら良いのか分からないなどの理由により、充分な取り組みを行えていない社会福祉法人も存在します。

例えば、本県独自のあったかふれあいセンターは、高知型地域共生社会の拠点として更なる機能強化が求められており、社会福祉法人の専門的な知見に基づくセンターへのアドバイスや、社会福祉法人施設の利用者とセンターとの交流といった積極的な参加などが期待されます。

その他、地域福祉活動を進める中で、ＮＰＯ法人などによるフードバンクの取り組みや地域住民や企業等から食料を提供いただくフードドライブ活動が注目されています。

様々な理由で生活に困窮されているかた等に対して食料を支援することにより生活を支えるとともに、支え合い活動に対する住民意識の向上が図られており、こうした取り組みへの支援も重要です。

106ページ

具体的なせ策

○社会福祉法人の公益的な取り組みをまずは知っていただくため、地域における公益的な取り組みを把握し、ホームページ等で周知しながら好事例の横展開を図ります。

○社会福祉連携推進法人の設立を促すため、関係団体等を通じて社会福祉法人への制度の周知を図ります。

○フードバンク活動団体が行う、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するための取り組み等を支援します。

107ページ

Ⅱの６：防災減災対策と地域福祉活動との一体てきな推進

かっこ１：自主防災の組織づくりと活動の促進

目指す姿

南海トラフ地震や局地的な自然災害に備え地域の防災りょくが向上している

ポイント

○災害じのきょうじょの取り組みを強化するため、自主防災の組織化と各市町村の自主防災組織連絡協議会の設立を支援します。

○地域における防災活動を担う人材を育成し、自主防災活動の活性化を推進します。

数値目標

具体的項目、現状（令和4年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

自主防災組織の活動実施率、39.1％、100％、南海トラフ地震対策課

現状と課題

南海トラフ地震など甚大な被害が想定される災害においては、普段から顔を合わせている地域や近隣の人たちが協力して助け合う「きょうじょ」の取り組みが重要です。

きょうじょの要となる県内の自主防災組織すうは、2023（令和５年４月１日時点で3,072そしきとなっています。

県全体の組織率は97.3％となっており、市町村別にみると、18市町村で組織率が100％となっていますが、一部の新興住宅地では、組織化に向けた調整が遅延しているため、早期の組織設立が必要です。

また、自主防災組織間での情報共有などを目的とする自主防災組織連絡協議会については、2023年４月１日時点で26市町村で全域もしくわ地区単位での連絡協議会が設立済みですが、未設立の市町村においては情報共有が十分に行えないなど、地域の連携が弱くなることが想定されます。

そのため、県では市町村と連携し、それぞれの地域に合わせた防災学習などによる啓発活動の実施、また、訓練などへの財政的支援を行うことで、きょうじょの要となる自主防災組織や連絡協議会の設立を支援してきました。

人口減少としょうし高齢化が進む中、地域のつながりや支え合いなど、相互扶助の力が弱まっており、2021（令和３年度の県民世論調査では、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人が53.9％となっています。

既に設立されている自主防災組織では、人口減少やメンバーの高齢化、固定化により、活動の停滞やマンネリ化が課題となっているところがあるため、活性化に向けた、さらなる対策が必要です。

108ページ

事例12

地域防災りょくの向上を目的とした自主防災活動事例集（高知県）

県では、自主防災組織が抱える様々な課題について、解決のヒントとなるように県内外の活動事例や参考となる情報をとりまとめた「自主防災活動事例集」を2014（平成26年度に作成し、県内全ての自主防災組織や市町村へ配布をしました。

そのご、2016（平成28年度、2020（令和２年度、2023（令和５年度に事例集の改訂を重ね、それぞれの地域の実情に応じた学習会や訓練の実施に活用していただいています。

事例集では、正しい知識の学びかた、自助の取り組み、要配慮者支援、様々な機関との連携など、地域における防災活動の取組事例を紹介しており、自主防災活動が中心となった地域防災りょくの向上につながっています。

○自主防災活動事例集

URL　https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021072000154/

図は事例集の表紙です。

具体的なせ策

○自主防災の組織化に向けて、市町村と連携し、地域に対して、組織化を促します。

○自主防災組織連絡協議会の設立を進めるため、活動されている連絡協議会の事例を紹介するなど、未設立の市町村に対して設立を働きかけます。

○地域における防災活動を担う人材を育成するため、防災士養成講座や地域防災セミナーを開催し、地域の防災活動を担うリーダーを育成するとともに、「こうち防災備えちょき隊」の派遣により、自主防災活動に必要な知識や技能の習得を支援します。

○自主防災活動の活性化を図るため、「高知県南海トラフ地震対策推進週間（毎年８月 30 日～９月５日）」に実施している「シェイクアウト訓練」や「津波防災の日（11月５日）」にあわせておこなっている「県内一斉避難訓練」及び「地域のみんなで自主防災訓練」など、より多くの県民に防災訓練への参加を促します。

また、地域の防災活動の参考となる「自主防災活動事例集」を周知するとともに、市町村や自主防災組織が行う防災研修や訓練、資機材整備に要する経費に対して支援を行います。

109ページ

かっこ２：災害ボランティアセンターの活動支援

目指す姿

災害じに速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げ、地域と連携協働し、被災者を細やかに支援する体制ができている

ポイント

○被災者への細やかな支援の実施に向け、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営が円滑に行われる体制づくりを推進します。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

災害ボランティアセンターの体制強化（体制強化：訓練の実施、市町村との協定の締結、マニュアルの見直し）、訓練実施：17市町村・協定締結：13市町村、訓練実施：全市町村・協定締結：全市町村、地域福祉政策課

現状と課題

地震やふうすい害などで地域が大きく被災した場合には、外部からの支援が必要な状況となることが多くあります。

はっさい後に迅速に被災者の支援を行うためには、災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成や社会福祉協議会と市町村、関係団体、地域との連携体制を構築しておくことが必要です。

これまで県では、各市町村ではっさいご速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げることができるよう、高知県ボランティア・ＮＰＯセンターが中心となり、市町村社会福祉協議会などに対し、支援をおこなってきました。

その結果、全市町村において災害ボランティアセンターの立ち上げマニュアルが作成されたほか、様々な研修によって、災害じ、運営の中心的な役割を担う各市町村社会福祉協議会の職員が専門的な知識を身につけるなど、円滑な災害ボランティアセンターの運営体制の構築が進んでいます。

また、高知県社会福祉協議会と県の間で、それぞれの役割や連携事項を定めた協定を締結するなど、各市町村災害ボランティアセンターの後方支援を行うバックヤード拠点の体制確保や、高知県社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター活動支援本部と県の円滑な連携に向けた取り組みを進めることとしています

県域での後方支援体制の充実、各市町村社会福祉協議会における災害ボランティアセンター運営の人材育成等の体制を整備するため、平常時から災害ボランティア活動支援に関わるＮＰＯ法人等の団体で構成される災害ボランティアネットワーク会議において、支援体制強化に向けた取り組みを推進しています。

一方で、さらなる体制強化のために、運営マニュアルの実効性の向上や、デジタル化などへの対応が求められています。

110ページ

具体的なせ策

○高知県社会福祉協議会や市町村等と連携し、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営を担う人材の育成や、県域での支援体制の構築を推進します。

○災害ボランティアセンターの立ち上げや運営を支援するため、模擬訓練の実施や人材育成のための研修の開催を支援します。

○災害ボランティア活動支援に関わる団体で構成される災害ボランティアネットワーク会議の開催を支援します。

○災害じの円滑な運営、ボランティア人材の確保のため、災害ボランティアセンターの活動について、様々な機会を捉えて周知を図ります。

111ページ

Ⅱの７：人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透

目指す姿

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会になっている

ポイント

○全ての人が自分らしい生き方ができる、尊厳を持ったかけがえのない存在として尊重され、全ての人が平等で、安心して生活できる社会の実現を目指し、「人権施策基本方針」に基づき、様々な人権問題に関する人権教育や人権啓発、相談体制の充実を図ります。

数値目標

具体的項目、現状（令和4年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

「あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、４～５年前に比べて高くなっていると思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合（県の人権に関する県民意識調査）、43.5％、60％以上、人権男女共同参画課

「自分の人権が侵害されたと思った時に、何もしなかった」の割合（県の人権に関する県民意識調査）、33%、20％以下、人権男女共同参画課

現状と課題

県では、現実の社会には、同和問題や女性の地位向上、子どものいじめの問題、高齢者や障害のある人の社会参加など、解決していかなければならない多くの課題が残されている現状を踏まえ、1998（平成10年４月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」をせこうしました。

さらに、「高知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう、意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取り組みを一層促進させるために、2000（平成12年３月に「高知県人権せ策基本方針」を策定しました。

2014（平成26年３月にこの基本方針の第１次改定を、2019（平成31年３月に第２次改定を、2024（令和６年３月に第３次改定を行い、具体的な取り組みについてPDCAサイクルで進捗管理を行いながら、効果的なせ策の推進に努めることとしています。

　この基本方針では、県民に関わりが深く、身近な人権課題として、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「感染症患者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「性的指向・せい自認」などを掲げ、あらゆる場を通じて人権教育啓発を推進するとともに、人権課題の解決に向けた取り組みをおこなってきました。

112ページ

しかしながら、インターネット上における差別や誹謗中傷は後を絶たず、LGBTQなどの性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別など、深刻な人権問題も顕在化しています。

人権を取り巻く環境が複雑化・多様化するなか、個別分野における各種の計画との連携を強化するなど、「人権」をキーワードとした全庁的な取り組みをさらに進めることが求められています。

「人権」とは、｢一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利｣であり、｢人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの」です。

　全ての人の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会を実現していくために、自分やたしゃの生命が守られ、県民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図っていくことが不可欠です。

具体的なせ策

○人権問題の早期解決と、誰一人取り残さない社会を目指すため、人権に関する相談機関の連携強化に努めます。

○同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるため、自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修に、公益財団法人高知県人権啓発センターから、人権研修講師の派遣を行います。

○インターネットを利用した部落差別の被害の防止に向けて、インターネットのモニタリングを実施し、部落差別投稿の削除要請を行います。

○女性の人権についての意識の高揚と女性の地位向上や、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に取り組みます。

また、すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現を目指し、その象徴として、男性の育児休業の取得を強力に後押しするなど、「共働き・共育て」を県民運動として推進することで、社会全体の意識改革を図ります。

112ページの注釈

※34：LGBTQ

L：レズビアン（女性が好きな女性。女性同性愛者。）、G：ゲイ（男性が好きな男性。男性同性愛者。）、B：バイセクシュアル（男性も女性も好きになる人、または好きになるのに性別を問わない人。）、T：トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とせい自認が異なる人。せい自認が男性、女性に二ぶんできないXジェンダーも含む。）、Q：クエスチョニング/クィア（クエスチョニング：自分の性のあり方について「わからない」「迷っている」「決めたくない」など。　クィア：性的マイノリティを包括する言葉。）